

資料

国際法協会第六二回（一九八六年）

ソウル大会報告

国際法協会 International Law Association の第六二回世界大会は、一九八六年八月二四日（日）から三〇日（土）にかけて、韓国ソウルで開催された。会議の日程は次の通りであった。

- 第一日（八月二四日） 登録
- 第二日（八月二五日）
 - 午前 理事会、開会式
 - 午後 人権法の実施、広域大気汚染
- 第三日（八月二六日）
 - 午前 空法（非公式会合）、国際水資源法、国家免除（ワーキングショップ）
 - 午後 国際商事仲裁、排他的経済水域（I）、通貨法（ワーキングショップ）
- 第四日（八月二七日）
 - 午前 紛争の平和的处理（ワーキングショップI）、国際刑事法、宇宙法
 - 午後 新国際経済秩序（I）、国際通貨法、国際医事人道法、国際養子縁組（非公式会合）

常事態の下での人権状況を監視することについて、またパリ最低基準その他の関連国際文書に示された制限を超えて非常事態権限を行使する政府に対して人権侵害を緩和又は停止するよう圧力をかけることについて、これらの機関がその意思と能力をもつものであるかを検討しようとするものである。

報告書は、それに先立ち、若干の前提問題について言及している。まず、単純な法律用語としての非常事態とは政府が例外的且つ一時的なものとして課する措置であるが、非常事態のすべてが憲法に従った一定期間に限った公式の宣言という形態をとるとはいえず、多くの宣言されない、de facto の非常事態があり、そのことが非常事態の性格づけを困難にしているとする。次に、非常事態の原因としては、自然災害、戦争及び国内の闘争・動乱が挙げられる。このうち自然災害は必ずしも重大な人権侵害を伴うものではないが、戦争は非常事態の期間を限定するについて、また課される措置と国家の現実の必要性との間の密接な関係を確保するについて、困難な問題を提起する。また、内乱は非常事態の引き金となる最も普通の出来事であり、それ自体、政治、人種等さまざまな原因から生じるものである。それに加えて、非常事態概念の複雑さは単にその形式や原因の多様性から生じるだけでなく、停止又は制限される人権が極めて広範にわたっているところからも生じる。更に、非常事態を伴う国際基準としては、市民的・政治的権利に関する国際規約、米州人権条約、ヨーロッパ人権条約、それに I L A のパリ最低

第五日（八月二八日） 休日
第六日（八月二九日）

午前 新国際経済秩序（II）、難民の法的地位
午後 排他的経済水域（II）、テロ犯人の引渡し、紛争の平和的处理（ワーキングショップII）

第七日（八月三〇日）

午前 理事会、総会、閉会式

この大会には、三五ヶ国から約二五〇名の人々が参加し、日本からも二四名の参加者があった。一九八六年一〇月一七日、東京の私学会館において、日本からの出席者による報告会が高野雄一教授の司会の下に行われたが、以下はその要旨である。

（村瀬信也）

人権法の実施

一人権法の実施に関する委員会が、前回の I L A パリ会議で「非常事態における人権法現のバリ最低基準」が承認されたことにより、作業の重点を非常事態の下における人権状況の国際的監視制度の調査とその改善策の検討に移した。そして、Human 教授（米）が報告者となり、その成果が中間報告の形で今回のソウル会議に提出された。八月二五日の部会では、Lillich 教授（米）を座長として、この報告書をめぐり種々の意見が交わされた。

二 この中間報告の目的は、政府間・非政府間国際機関が非

基準があるが、その厳格な適用は困難を伴う。それは、国家に対する脅威の程度、非常措置の詳細、その措置の適用範囲についての情報などについての完全な知識を必要とし、それらはまた極めて政治的に微妙な問題をはらんでいるからである。

この報告書で調査の対象とされた機関は、B 規約の人権委員会、国連人権委員会と人権小委員会、ユネスコ、I L O 等の国連システムの諸機関、米州機構及びヨーロッパ理事会の諸機関、若干の非政府間機関であるが、その中でも特に規約人権委員会と国連人権委員会の活動にスペースが割かれている。規約人権委員会については、(1)適切な情報の欠如や情報収集権限についての委員間の意見の相違などが非常事態における人権侵害に対する委員会の対応を妨げていること、(2)抽象的でコンセンサスによる一般的意見は当たり障りのないものになっていること、(3)選択議定書の手続についても、結論を得るまでに長期間を要することや事実調査能力に制約があること、などに批判が向けられている。次に、国連人権委員会については、それが一五〇三手続等により、非常事態下の人権侵害を監視する最も重要な国際機関であるとしながら、(1)委員会活動の政治的傾向が著しいこと、(2)実施措置の改善策について意見が一致しないこと、(3)手続に関する議論のくり返しが多いこと、(4)同程度に重大な事態の取扱いに不均衡があること、などが批判の対象となっている。また、これに関連して、委員会がチリやグアテマラなど8ヶ国に対してとった ad hoc の調査機能についても検討が加

えられている。更に、人権小委員会については、近年それが国連人権委員会と同様の政治的傾向に陥っていることを指摘しているが、特に非常事態国家の年次リストを作成することにより、国連の非常事態に対する包括的調査の遂行に有益な役割を果たしているものとして述べている。

中間報告は、結論として、次の諸点を示している。(1)この報告で検討された政府機関は、非常事態の概念そのもののやその原因あるいは人権侵害の防止を取り扱うよりも、非常事態の個々の現象に漫然と対応する傾向にあり、現存の非常事態の確認、関連法令の収集、人権侵害の様相の正確な把握について一層の努力が必要である。(2)非常事態に固有の問題を認識するためには、公式に宣言された非常事態のみならず、超憲法的な措置による人権侵害についても関心が向けられるべきである。(3)国際機関の監視機能の改善についての中間目標として、非常事態に対するより実効的対応は正確且つ時宜を得た事実調査の実現である。(4)政府機関は、国際的基準に照して非常事態に関する事実を分析するに際して、より精密で一貫性をもつべきであり、非常事態の背景、政権の法的構造、その措置が適用される範囲及びそれがもたらす人権侵害状況についての十分な情報が必要である。

三 以上の報告について、フォーからは特にインドの会員を中心に様々の意見が述べられた。例えば、Chowdhury 氏(インド)は、中間報告が国連人権委員会の政治的性格を強調する

ものになっていることに対し、あまりに悲観的で、人権委員会に対し批判的すぎると述べた。また、オーストラリアの会員からは情報収集について地域団体からの一層の協力が必要とする旨の指摘や、イギリスの会員からは国際的な監視機関を作る必要性などが述べられた。更に、オランダの会員からは、中間報告では経済的、社会的、文化的諸権利についての言及がないことを不満とし、将来の報告ではこれについても取り扱うよう求める意見が出された。

なお、最終日の全体会議では、二つの決議が採択された。第一の決議では、中間報告の結論と勧告を承認し、委員会が一九八八年又は一九九〇年の会期に最終報告を提出することを目標に作業を継続することを求めると共に、この決議と中間報告を国連事務総長はじめ関連機関に送付することが勧告された。また第二の決議では、本年八月の人権小委員会と十月の規約人権委員会の会期が共に中止されたことについて、ILGA が重大な関心を寄せていることを記録にとどめ、人権小委員会の会期が来年から毎回開催され、規約人権委員会が従来通り年三回開催されるよう国連が必要な財政措置をとるよう勧告すると共に、この決議が最も緊急な問題として国連事務総長に送付されることが求められた。(川島慶雄)

広域大気汚染の法的側面

I この委員会は、かつてあった環境汚染の法的側面委員会が、

一九八二年のモントリオール大会におけるカナダ代表からの強い要請で、酸性雨による大気汚染の問題を取り上げることになり、一九八四年のベリ大会以来、広域大気汚染の法的側面委員会と名称を替えて、活動しているものである。予定としては、今会期に、最終報告書を提出することになっていたが、特別報告者のラマース(J. G. Lamers)が多忙のため報告書が間に合わず、今会期には、中間報告書(Interim Report)と委員長のラウシュニク(Rauschnig)が用意したディスカッション・ペーパーが提出された。今会期の議論は、この中間報告書とディスカッション・ペーパーの内容をめぐって展開された。

中間報告書は、大きく二部に分かれている。第一部は、広域大気汚染の問題を一般的に扱っており、この問題に関連する国際諸条約に言及したあと、最近の新技术の開発により、一方では汚染がより深刻になったが、他方で、汚染の実態が一層正確に把握できるようになり、有効な規制や防止も可能となったと述べた、と指摘する。第二部は、具体的事例として、最近のチェルノブイリ原子力発電所の事故を取り上げ、法的問題というよりは事実関係を中心に、詳細に説明している。

II ソウル大会では、委員会は八月二十五日午後会合をもった。座長はゴードン・スリン(Sir Gordon Slynn)であった。

大気汚染一般に関する議論では、いかなる国家も、他国に重大な損害を与えるような仕方での自国の領域を使用し、または使用を許す権利を持たない、といういわゆるトレイル・スメルタ

ー原則が焦点になった。とくにオーストリアのツェマネック(Zemanek)は、トレイル・スメルター原則はもともとよく引用されるが、実際にはもともと無視されている原則である、とし、これが国際的に確立された原則といえるかどうかについては、大きな疑問がある、と指摘した。また、彼は、大気汚染については、汚染活動の禁止と汚染が生じた場合の損害賠償の二つが問題になるが、トレイル・スメルター原則は、後者の問題についてだけ扱っており、その有効性には限界がある、と述べた。

西ドイツのボータ(Michael Botte)は、トレイル・スメルター原則は汚染源と被害がはっきりしている場合を前提にしているが、最近の大気汚染の状況は、汚染源を特定したり、損害額を正確に算定することができない場合が少なくなく、その意味では、結果責任原則に沿った新たな国際法の規則をつくる必要がある、と述べた。しかし、同原則が国際的に確立されているかどうかについては、国際司法裁判所規程第三八条一項(c)にいう「文明国が認めた法の一般原則」にあたるかと考えられると指摘した。

これに対し、同じ西ドイツのメーセン(Karl M. Messen)は、トレイル・スメルター原則が確立された国際法原則であることを立証することは難しいし、これを「法の一般原則」ということも、国内法原則がいつ、どのような形で国際法原則となったかを明確に示すことができないという点で、問題がある

のべた。

以上のコメントに対して、ラウシュニクは、中間報告書ではトレイル・スメルター原則を確立された国際法規とみているわけではなく、ただ、問題点を明確にするために言及しているに過ぎない、と説明した。彼は、さらに、汚染の規制基準について、絶対（客観）数値による許容最大数値を法的に明示することは実際ではないので、中間報告では、現実的なアプローチとして、現状の三分の一に汚染のレベルを下げることを、当面の目標として提示したとのべた。

チェルノブイリ事故については、最初に、ラウシュニクから事故の状況と被害の実状について説明があった。彼は、さらにこの事故の国際法的側面に論及し、事故の発生した領域を支配する国家は、少なくとも、事故の詳細に関する情報を関係国に提供する義務と、損害を最小限に食い止める努力をする義務があると主張した。しかし、安全基準の設定とその監視は、技術的にも法律的にも難しい問題があり、国際原子力機関(IAEA)の専門委員会に処理を任せることが望ましいとのべた。また、損害に対する補償の問題についても、国際慣行の集積を期待すべき性質のものではないので、原則の確立は困難が伴うとのべた。

ツェマネックは、この事故の結果オーストリアでは作物等を廃棄処分するという損害が生じたが、これに対しては、法律的责任を果たすという意味ではないが、災害救済特別基金から被

害者に一定の補償金が支払われた、とのべた。彼は、この事故

についてソビエトの法的責任を追及したり、情報提供の義務があると主張することは難しいとのべた。しかし、同じオーストリアのワイボプウ(Henne-June Uibopuu)は、ソビエトの国内法にも、危険な活動から生じた損害に対する補償の規定があるから、法の一般原則を適用して、ソビエトの補償義務を追及することは可能であるとのべた。もっとも、その場合、ソビエト法によれば、責任を負うのは政府ではなく原子力発電に携わる法人ということになっているので、実際に国際的に責任を追及することは、容易ではないと付言した。ラウシュニクは、西ドイツでも野菜等が汚染され、これに対して五億マルクの補償金が支払われたが、これはあくまでも国内法上の措置であって、これによって西ドイツ政府が国際的にソビエト政府に対して求償権が認められるかどうかは、別問題である、とのべた。

III 委員会は、次会期までに最終報告書をまとめることとし、今会期においては、とくに決議等は採択されなかった。

空法（非公式会合）

（横田洋三）

このソウル大会では、空法部会の開催は当初予定されていなかったが、「航空管制の法的側面」について、イタリアのBacelli氏が暫定的な報告書を用意しており、次期大会でこの問題を正式テーマにする準備作業として意見交換しようという

N. M. Matte 委員長（カナダ）の呼びかけがあり、八月二六日午前九時から約一時間ほど非公式の空法部会が開かれた。出席者は、右二名のほか E. Colas 氏（カナダ）K. H. Bookstiegel 教授（西ドイツ）、金斗煥教授（韓国）、Metslampi 氏（フィンランド）等、十一名であった。手違いで用意された報告書を事前に読む機会がなかったため、報告者の Bacelli 氏がまずその内容を簡単に紹介し、重点的に問題点を拾って議論していくという方法がとられた。

空法委員会で航空管制の問題が検討されるようになったのは、一九八五年一月に Matte 委員長が Bacelli 氏にこの問題のとりまとめを要請し、それをうけて空法委員会のメンバーに個別に以下の諸点につき意見照会されてからのようである。その照会事項は、(1)航空管制機関に国際的な法的措置を講じる必要性、(2)そのような機関の責任制度、(3)行政当局が航空管制を行う場合の損害賠償の影響、(4)航空管制機関の責任と航空運送人、空港および航空機メーカーの責任の關係などを含んでいた。

これに対し数名のメンバーから回答が寄せられ、それらを要約整理して Bacelli 氏は次のように結論づける。第一に、航空管制に対する法的措置として、柔軟性のある勧告よりも強制力のある正式な条約を採用すべきである。第二の責任制度については、民事責任制度の世界的傾向からみて、個人的には責任制限のある客観的責任を望ましいとしながら、より広範な支持

を与えるため、責任制限のない過失責任の併用を認め、署名国の選択に委ねる。第三に、行政当局の行う航空管制について、被害者の損害賠償請求権をそこななければ、航空管制業務の公的管理に対し行政裁判管轄権を認めてよい。第四に、他の国際条約との調整について、航空運送人や航空機運航者など他の責任ある当事者が被害者に損害賠償した限度で、かつ航空管制機関の責任分担が立証されることを条件に、訴訟により航空管制機関に求償することを認めてよい。

右のような Bacelli 氏の報告のあと、Matte 委員長の巧みな司会により、かつまた非公式という気安さもあり、出席者のほぼ全員が率直に意見を出しあった。その中で最大の論点になったのは、航空管制に対する法的措置をどのような形式にするかという問題である。Matte 委員長および報告者は、統一した国際的規程の設定のためには国際条約が必要であるとの立場にたったことはいうまでもないが、出席者の発言情況からいえば、筆者を含め条約化にはむしろ消極的で、モデル法としてのガイドラインを作成するか、勧告を示す程度に落ち着かざるをえないとする悲観的な見方が強かったように思われる。ICAO（国際民間航空機関）事務局の最近の調査でも明らかなように、航空管制は大半が国家によって運営されており、その責任について、これを規制する特別法は各国国内法レベルで存在せず、不法行為責任一般の問題としてよりも、むしろ国家責任の問題として処理されている。航空管制の責任制度そのものは、責任

制限のない過失責任の原則に依拠するのが一般的だが、行政裁判管轄権との競合問題や主権免除の問題など条約化を阻む要因が多数あることは否めない。そこでこの問題につき、空法委員会でのようなことができるか、あるいは、どのようなことをなすべきか、再検討すべきではないかとの意見も出されたが、最終的には委員長の提案により、この非公式会合での議論をふまえて Baccelli 氏が条約草案を作成する方向で、この問題の検討作業を続けていくことが了承され、散会した。

(藤田勝利)

国際水資源法

この委員会はすでに三〇年以上の歴史があり、一九六六年に国際水法に関する包括的な法典化として、「ヘルシンキ規則」を採択している。その後、再構成された新委員会の下で、右ヘルシンキ規則の補充を目的とした「洪水制禦」(一九七二年)、国際水資源管理(一九七六年)、国際水質汚染(一九八二年)など八つの条文草案を採択してきた。今会期には、(1)「国際地下水資源に関する規則」および(2)「国際水資源に適用すべき補充規則」が審議の末、採択されたが、この二つも前記ヘルシンキ規則を補充する性格の法典化案である。以下はその概要である(直訳ではない)。

(1)「国際地下水に関する規則」(Rules on International Groundwater)

(2)「国際水資源に適用すべき補充規則」(Complementary Rules Applicable to International Water Resources)

第一条(重大な被害) 流域国は他の流域国に対して重大な被害を惹き起すような作為または不作為を差し控えなければならない。

第二条(他の流域国領域内における措置) 一流域国内の措置が他の流域国における施設ないし作業を必要とする場合、すべての問題は関係国間の合意によって決定されるものとする。関係国は、合理的な措置を決定するために、衡平利用の原則に従って最大限の努力をしなければならない。

第三条(通告および反対表明) 流域国がある措置を計画する場合、同国はそれによって影響を受ける他の流域国に充分な情報をそえて通告を行わなければならない。通告を受けた国は、六カ月を超えない期間内にそのプロジェクトのアセスメントを行い、理由を付して反対を表明することができる。関係国間で合意に至らなかった場合には、ヘルシンキ規則第六章に規定される紛争解決手続に委ねるものとする。

今回のソウル大会における表記委員会の会合は八月二十六日午前、西ドイツのイーニケ(G. Jaenicke)教授を座長とし、約二〇名の会員が参加して行われた。まず委員長フィンランのメイネン(R. D. Hayton)教授(1)の起草にあたった米国のメンデルソン・メシランジュ(V. M. Mensilampi)氏等から、

第一条(国際滞水層 aquifers の水) 二以上の国にまたがって存在する滞水層は国際地下水であり、そのような滞水層は国際的流域(international basin)を構成する。したがってそのような国は、ヘルシンキ規則にいう「流域国」である。

第二条(水系的相互依存性) (1)地表水に流出し、または地表水から流入する滞水層は、ヘルシンキ規則の適用上、国際流域(international basin)を構成する。(2)二以上の国の国境にまたがって存在し、地表水への流出も、地表水からの流入もない滞水層は、ヘルシンキ規則の適用上、国際水系流域(international drainage basin)を構成する。(3)国際法上の権利義務を行使する流域国は、その管轄地域における活動について、地下水の相互依存性や滞水層の相互関連性を考慮に入れなければならない。

第三条(地下水の保護) (1)流域国は国際法に従って国際地下水の汚染を防止しないし減少させなければならない。(2)流域国は滞水層の地質学的構成の保存、地下水の環境保護等のために、関係国から要請があった場合、協議ないし情報交換を行わなければならない。(3)流域国は、関係国から要請があった場合、国際地下水に関する情報の収集・分析について協力しなければならない。

第四条(地下水管理および地表水) 流域国は、関係国の要請があった場合、国際地下水およびこれと地表水との関連利用について、系統的管理を考慮しなければならない。

条文草案の説明があった。その後、オランダのクペルス(K. W. Cuperus)米国のオルムスヘッド(Olmsted)エジプトのファニー(A. Fahmy)等の会員から、主にドラフティング上の意見の表明があったが、右の二つの規則案は殆ど修正なく採択された。

(村瀬信也)

国家免除(ワークショップ)

国家免除に関しては、一九八二年の第六〇回モンテリオール大会において、全九カ条からなる国家免除に関する条約草案が採択され(Resolution No. 6, 1982, The ILA Montreal Draft Convention on State Immunity) また、国家免除委員会が同草案と共に草案各条についてのコメントを主体とする最終報告を提出し、その役割を終了して解散した(国際法協会第六〇回モンテリオール大会報告・国際法外交雑誌第八二巻第一号・一〇二二—一〇五頁参照)。今回のワークショップが設けられた経緯は明らかではないが、ILA草案が十分に国際社会の現状に対応できていないとの認識が背景にあるように思われた。なお、ワークショップであるため、将来委員会を設立するか否かも含めて、全く何ものにも拘束されない形での討議であり、また、記録も一切残さない旨の発言が、冒頭司会者よりなされた。

本ワークショップは、八月二十六日の午前中に開催され、イギリスの Ian Brownlie 教授を司会者として、アメリカの Monroe

Leigh スウェーデンの Lars Hjerner、西ドイツの Georg Röss の各氏を主要発言者として進められた。

Brownlie 教授は、最近の一〇年間に国家免除原則はめましく展開してきており、最早、絶対免除主義は殆んど支持されなくなっている状況にある旨を指摘し、それに伴って国際的場面での新たな基準を設ける必要があると述べた。そして、たとえば、商業的活動と主権的行為のような二分法では十分であり、もつと、免除される場合または免除されない場合を具体的に、商業活動、雇用契約、人的損害、特許のような形で基準を示すべきである、との見解を表明した。また、最近のオーストラリア法や ILC 草案でも必ずしもこれらの点を反映してはいないが、ILC 草案は、それらの国内法や草案を取り入れる方向で再考可能ではないかということ、および他に、銀行口座、判決前の差押え、外交スタッフを含む雇用関係など検討すべき問題が多くあるとの見解が述べられた。

Hjerner 教授は、既に制限免除主義が確立した原則であるが、その基準が不明確であること、スウェーデンでも制限免除主義を採用しているが、問題は管轄権の問題から執行の問題へ移行していることを述べた。そして、管轄権に関しては、商業活動というだけでは明確さに欠けるので、商業契約をこれと区別して基準として導入すること、および、免除享有の機関を検討すべきことの二点を問題点としてあげた。また、執行については、もつとその適用範囲を広げるべきであり、特に、財産の性質が

問題であり、軍事的財産、中央銀行、文化的遺産などについて検討すべきとの指摘をした。

Leigh 氏は、アメリカ法の経験を基に、判決前の差押えと仲裁合意の執行の二つの問題を特にあげ、判例などを用いて説明した。

Röss 教授は、主権的行為と業務的行為の区別の基準は性質説を採用しているのが一般的傾向であるが、公的目的の商業活動のようなボーダラインにあるものについては、その判断がかなり困難であり意見も分かれること、それが、執行に関連する場合にはさらに混乱した状況に陥ることを指摘し、その例として、中央銀行の口座の場合を、ILC 草案、イギリス法、ドイツやフランスの判例などをあげて説明した。

これらの意思表明に対して、フロアから七、八名の意見が述べられ、あらためて、発言者各氏から、それらに答える形での意見表明がなされ、国家実行をより詳細に検討する必要があること、国内裁判所の判決はさまざまで単一の国際管轄権を設定することは難しいがある程度の調整は可能であること、ILC 草案をもつと明確なものにする必要があることなどが述べられた。(広部和也)

国際商事仲裁

一 国際商事仲裁委員会は、八月二六日午後アームド (Pestman Ahead) 氏 (バキスタン) を座長、グランクール (Jean

L. de Grancourt) 氏を報告者として開催された。参加者約四〇名。

二 座長はまず次のように述べた。

前回のバリ大会において異なった法制における仲裁の脱地域化 (délocalisation de l'arbitrage) を問題とした自由討議が行われたが、その討議の終りに、固有の意味における仲裁と、その周辺で展開される傾向にあって、仲裁に影響を及ぼしつつある隣接の紛争との関係につき検討を加える必要があると考えられた。このような周辺の紛争は、大規模な建設工事契約などに見られる法律上及び金融上の複雑さに起因するものであって、その態様はさまざまであるが、仲裁との関係では次の三つに大別されよう。

1 主たる契約上の、仲裁に付されるべき紛争と銀行などの金融機関による保証に関する紛争との交錯

2 主たる契約上の、仲裁に付されるべき紛争と、主たる契約に付随して生じる紛争との交錯

3 仲裁と技術専門家の鑑定との交錯

報告者は右の三点につき、問題の所在を明らかにし、今後委員会が検討すべき事項を指摘する予定である。そこで、この会議の終りに、今後以上のうちの全部又は一部を継続して当委員会でも検討するか否かを決めたいと思う。

三 続いて、報告者は、右の三つの問題につき順次、大要次のように述べた。

1 について。銀行等の金融機関による保証は輸出契約においてばかりでなく、大規模な建設工事契約等においても重要な役割を演じている。そして、こうした大きな工事では、工期が長期にわたることや、法律上の債権債務関係が複雑であることから、金融機関による保証の態様も多種多様である。よく知られているものとしては、入札保証、履行保証および前受金返還保証があるが、その形態は様々であり、保証の範囲はしばしば不明確であって、受益者により乱用される傾向にある。そのため、受益者による不当な保証金請求をめぐって紛争が生じ、それが主たる契約中の仲裁に付託されるべき紛争と交錯する。このような交錯を排するためには、どのような保証請求が正当なものを、各保証の目的に応じて分析することが必要であると考えられる。

2 について。例えば、大規模な建設工事契約では、多くの下請契約を伴うものであるが、主たる契約の当事者である施主と元請負人との間に結ばれた仲裁契約は、債権契約の性質上相対的であるから、下請契約には及ばない。そこで、このように、主たる契約の実現に関して、付随的に結ばれた契約に関する争いの、主たる契約上の仲裁に与える影響が問題となる。この点については、多数当事者間の仲裁の設置がこの交錯の危険を除きうるかが問題となるので、この点の検討をしてほしい。

3 について。仲裁は、訴訟と比較して、迅速性に富み、手続が柔軟であることが、その長所であるとされている。しかしな

がら、この長所を実現することが、今日では、次第に困難になってきているという現実がある。仲裁機関の設置が、実務上の理由から、数週間、時には数ヶ月もかかることがある。このような遅滞は、例えば、プラント輸出契約をめぐる紛争の場合のように、紛争の多くが専門的技術に関しており、時日を経過した後では紛争の原因となった事実の正確な認定が不可能となるような紛争の場合には、衡平な仲裁を期待できなくさせてしまふ。そこでこのような場合には、技術専門家による迅速な鑑定が有用となる。そのため近年、契約当事者達は、本来の意味での仲裁付託条項の他に、専門的技術者の鑑定への付託条項を契約中に挿入することを、しばしば行うようになってきている。

このような鑑定が有用であることは明らかであるが、それが必然的に仲裁に影響を与えることも事実である。権威ある専門家の鑑定を仲裁において覆すことは事実上困難であるからである。従って、鑑定手続と仲裁手続との関係を制度的に明確にすることを検討する必要がある。

四 以上の報告者の問題提起に対して、アルゼンチン、フランス、アメリカ合衆国、バキスタン、カナダ、インド、香港、などの会員から、以上の各問題についての自国の状況の説明や、意見の表明が行われた。大むね、以上の問題を、今後、委員会が検討することに賛成であって、若干の会員からは比較法的検討の必要性が強調されたが、賛否両論が活発に論じられるという状況は生じなかった。これは委員会のメンバーの出席が少か

ったことにもよると思われる。ただ、香港のヒューズ氏が元請契約と下請契約の問題を論じた際に、報告者のグランクル氏が、多数当事者間の仲裁につき委員会は報告すべきか、また、モデル・ローを作るべきか、と質問をしたのに対し、ヒューズ氏が決定できないと答えたことと、スニーデンのイエルナー(Henry)会員も、多数当事者間の仲裁はICCが検討中であるので、これは微妙な問題であるとして否定的な態度を表明した点が注目された。

なお、右の問題以外に委員会が取り上げたいことを希望するテーマとして、イエルナー会員より仲裁の脱地域化が、また、インドのバレンク(Parekh)会員より仲裁人の misconduct が挙げられた。

最後に議長は議論を要約した上、報告で提起された問題のうち、多数当事者間の仲裁を除いた諸問題を、今後、委員会が継続して検討することについて、出席者の賛否を問い、結局、賛成多数で、継続が決定された。(鳥居淳子)

排他的経済水域

排他的経済水域部会は、韓国の崔教授(Choi Won Sang)を議長にして、八月二十六日と二十九日の二回にわたって開催された。前回のバリ大会では、この部会とは別に、「排他的経済水域と大陸棚の関係」についての非公式ワークショップがもたれたが、今回はこの部会の問題として、報告者米国のゴールドディ教

授(U. F. E. Goldie)が要旨以下の報告書を提出し、その説明を行った。

まず、国連海洋法条約においては、排他的経済水域(以下EEZという)と大陸棚の関係が明瞭でない。海洋法会議では、EEZによって大陸棚を吸収すべきであるとする立場と、EEZの新しい概念を受け容れるが、なお大陸棚制度を存続させようとする立場とがあった。同条約第七六条一項は、後者の立場の提案を基礎にするものであって、距離の基準と自然延長の概念の二つの基準を併用している。しかし、海岸から二〇〇カイリまでの区域については、EEZと大陸棚の差異がほとんどないのに対して、二〇〇カイリ内の区域と二〇〇カイリ外の海底との間には、大きな相違が存在する。すなわち、二〇〇カイリの内側と外側とは、上部水域の法的地位が異なり、また、海底に適用される制度も異なっている。こうしたことから、二〇〇カイリ以内の大陸棚は、むしろEEZの一部になったとみることが出来る。

つぎに、北海大陸棚事件で援用された自然延長の概念は、その後の国際判例と国家実行において、境界画定の基準としない方向に発展した。国際司法裁判所は、チュニジア・リビア事件判決において距離の基準を承認し、さらに、リビア・マルタ事件においては、二〇〇カイリ以内の海底について、沿岸国の権原にとって距離が唯一の基準になると判決した。このように、二〇〇カイリ以内の区域では、海底の地質学的あるいは地形学

的な特徴が無視されるようになった。もっとも、二〇〇カイリを超える大陸棚については、なお自然延長の概念がその役割を果している。それゆえ、沿岸国の主張が重複している場所における権原の立証について、距離の基準が重要になってきたので、境界画定について等距離方式の役割がますます重視される傾向にある。

さらに、EEZの登場にともない、上部水域と海底とを一体にした境界線を設定するケースが増えている。この単一の区域という考え方は、EEZの概念に固有のものともみることが出来る。おそらく今後は、EEZについて単一の境界を画定することが、その単純性と利便性から一般的な慣行になるであろう。

この報告に対して、日本の小和田恒氏は、基本的に同意しながらも次のコメントを述べた。すなわち、EEZと大陸棚の関係について、二〇〇カイリ内の海底と上部水域からなるEEZと、二〇〇カイリの内外にわたる広い大陸棚の並行的な存在が認められる。しかし、EEZと二〇〇カイリに満たない狭い大陸棚の関係は、海洋法会議で十分に議論されなかった。たとえば、A国から延びる一七五カイリの大大陸棚が、対岸のB国から延びる二二五カイリの大大陸棚と出会う場合、EEZの限界までの法的大陸棚を主張するA国の立場が優先するののか、あるいは、広い大陸棚に対するB国の既得権が尊重されるのかの疑問が生ずる。第七六条一項は、距離の基準と自然延長の基準を規定しているが、二つの基準が対立したときいずれが優先するか明瞭

でない。しかし、この定義は、四〇〇カイリ以内で向い合っている二国間の境界画定については、リビア・マルタ事件判決がいうように、自然延長の基準を考慮する必要があるもので、紛議を生じないと考えられる。

また、上部水域と海底に単一の境界を引くことが示唆されているが、大陸棚、漁業水域あるいはEEZの境界画定にあたって考慮すべき要素が異なる以上、複数の境界ができる可能性の方が大きい。単一の境界は便宜上の問題であって、法的義務の問題ではない。なお、報告書の注のなかで、EEZで大陸棚を吸収すべきであると主張した国のなかに日本を含めているが、海洋法会議における日本の主張は、大陸棚の範囲を距離の基準で定義すべきであるという点にあり、大陸棚をEEZで吸収するという意味をともなわないことを指摘した。これに対して、ゴールディは、注の文章を修正すると回答した。

つぎに、韓国の李教授(Sang Myoung Lee)は、特定のEEZについて共同開発や共同管理を行う可能性があることに言及し、二以上の国が参加する特別制度の問題も研究すべきであると提案した。英国のホロウェイ女史(Holloway)は、内陸国や地理的不利国とは対照的に、大洋中の島礁国が広大なEEZをもつことが、人類の共同遺産の原則との関係でアンバランスであることを主張し、西ドイツのイエニケ教授(Jaenicke)は、本問題の検討にあたって権原の基礎の問題と、境界画定の問題とを混同すべきでないことを指摘し、西独のラゴニ教授

(Lagom)も、境界画定にあたって中間線は一つの可能性であって、優先的に適用される原則でないと述べた。また、オランダのド・ワート教授(de Waart)は、単一の海洋境界の提案を支持した。しかし、韓国の池教授(Choung Il Chee)は、向い合っている二国間の距離が四〇〇カイリ以下の場合であっても、自然延長の基準が適用されると主張し、報告書のパラ三五の第二文とパラ三七の第一文を訂正するよう主張したが、ゴールディはこれに反論して文章の修正に同意しなかった。

なお、この部会の次回の研究テーマとして、EEZに関する各国の国内法を比較研究すること、EEZの共同開発または共同管理に関する特別制度を研究することの提案が、全員一致で採択された。(高林秀雄)

紛争の平和的解決(ワークショップ)

一月二七日の午前に開かれた「紛争の平和的解決」部会は、ワークショップということなので、報告書も準備されず、決議を採択することも予定されず、自由な意見表明に終始した。

座長は、ロジャース(アメリカ)、パネリストは、ピラリ(フランス)、ホセイン(バンングラデシュ)、トウキン(ソビエト)、ブラウンリー(イギリス)の四人であった。

二まず、座長のロジャースが、大要つぎのように口火を切った。

「今日の世界は暴力にさらされている。ラオス、アフリカ、アジ

ア、中東でテロが所かまわず発生し、三つの大陸では軍事衝突が進行中である。したがって、われわれは、平和・安全保障・正義という三つの目的を達成すべく努めなければならない。

南アフリカをとりまく状況や、中近東におけるアラブとシダヤの例に見られるように、平和的共存というのは、けっして容易に実現できるものではない。その意味で、国連憲章二条三項は白昼夢にすぎない、とさえいえよう。また、米ソの対立の緩和のために、一般国際法は無効にひとしい。しかし、SALT I・IIが示すとおり、二国間の条約はいくらか効果があるといえようである。

ニカラガ事件に関するICJの判決は、国際法の適用を誤ったものとして、アメリカではこれに強い不満をもつ者が多い。

三 ついで、ピラリが「ILAではフランス語も公用語であるが、参加者の中には英語しかわからない者が多いようなので、フランス語でしゃべったあとで、英語の要約をつける。ただし、英語は自分の母国語ではないから、聞きづらい点はがまんしてほしい」と前置きをして、大要つぎのようなスピーチをおこなった。

「自分は法律家であるから、紛争の平和的解決の方法としては、司法または仲裁手続が最良だと信じている。なぜなら、それらは、第一に、法にもとづいて解決がはかられる。第二に、裁判に服することについて両当事国の事前の同意があるのだから、

判決は守られる可能性が大きい。第三に、司法・仲裁裁判制度は、当事国さえその気になればいくらでも組織化が可能である——からである。ただし、司法・仲裁制度が最良であるとはいっても、それは、法律的紛争にしか力を発揮できず、政治的な紛争に対してはほとんど役に立たない。そのかわり、法律的紛争は、国家にとって重要な意味をもつ機会が多いから、その重要な紛争の解決に役立つというだけでも、司法・仲裁制度は、紛争の平和的解決のための手段として、十分に有効であると考えられる。

しかし、われわれは、この最良の手段が、はたして、国家によって実際に歓迎されてきたかどうかを、虚心坦懐に反省してみることがある。

自分が調べたところによれば、一七九四年いらい、今日までに、四四七の仲裁判決と六八の司法判決が下されている。しかし、そのうち、三六の仲裁判決と三九の司法判決は、裁判所の管轄権に関するものであり、三二八の仲裁判決と二七の司法判決は、外交保護権——すなわち、個人の利益——にかかわるものであった。したがって、それ以外の主題に関する判決の数はきわめて限られており、中でも、平和と安全保障にかかわる判決はたった一つあるにすぎない。

また、判決の執行にもいくつかの問題がある。第一に、せっかく下された判決の有効性をめぐって、新たな紛争が生じることがありうる。たとえば、ビーグル海峡事件がその一例である。

第二に、国家は、紛争の最終的解決を『判決』に求めているわけではなく、自国の政治的立場を高揚するために判決を利用するにすぎないケースがありうる。たとえば、テヘランのアメリカ大使館における外交官人質事件やアメリカ・ニカラグア事件が、その良い例である。

以上、自分は、司法・仲裁判決について、いろいろな事実を指摘してきたが、それらの事実からどのような結論をひき出すかは、参加者各位の判断にゆだねたい。」

四 つぎに、NIEO委員会の委員長でもあるホセインが、大要つぎのような意見を表明した。

「国家の安全というのは、力の行使によっては保障されない。だからこそ、国際連盟や国際連合は、幾多の平和的解決の方法を提示してきた。しかし、国家は、なかなかそれらの方法を活用しようとはしない。

ニカラグア事件に関するICJの判決における反対意見は、この問題を政治的解決にゆだねるべきだと主張している。しかし、平和解決のためには、利用できるあらゆる手段を利用すべきである。いいかえれば、政治的解決手段に訴えるのも悪くないが、だからといって司法的解決を排除するというのは適当でない。

今や、すべての紛争は経済と結びついている。したがって、われわれは、現在おこりつつある問題を解決するだけでなく、将来おこりうる問題を予見したうえでの解決をはからなければ

ならない。

最近では、多角的解決方式(multilateralism)の利用が減少する傾向にあり、それにかわって、一方的行為(unilateral action)によって問題解決をはかるうとする国家が増加しつつある。しかし、宇宙船『地球号』というコトバに表されるとおり、われわれは、『全世界的責任(global responsibility)』という意識をもって、南北問題や東西対立の解決にあたらなければならない。」

五 つついで、トゥンキンが、大要つぎのような発言をおこなった。

「現在の最も緊急な課題は、『核による破壊』という危険をいかにして回避するかということである。そのことは、ごく最近のチェルノブイリ事件がよく示している。

また、国際紛争を解決するためには、平和的共存のシステムを開発することが急務である。その点に関しては、正直のところ、ソビエトを含めてすべての国が、今までは不十分なことしかしてこなかった。

法というものは、国内法であれ国際法であれ、つねに破られるものである。それだからこそ、われわれは、法に違反する行為に対しては闘わなければならない。

その意味で、ICJが、アメリカの圧力にもかかわらず、法にもとづいて判決を下したことは高く評価される。なぜなら、今日の国際法は二〇世紀初頭の国際法とは異なっているのでは

り、法律的紛争と政治的紛争とを区別するという考えは、もはや妥当しないからである。」

六、最後の、ベネリストとして、ブラウンリは、『紛争の平和的解決については、三つの大きな問題がある』として、大要つぎのような見解を述べた。

「第一の問題は、紛争の平和的解決のためにはいろいろな手段があることが、あまりにも一般に知られていない、ということである。そもそも、大衆というのは外交に無関心なものである。その結果、民主国の政治家ほど外交を内密に遂行する傾向が強いという点は、大いに再考しなければならない。

第二の問題は、過去三〇年間に国際紛争が平和的に解決された例は、一般に考えられているよりもはるかに多い、という事実である。たとえば、カナダ・アメリカ漁業事件、アイスランド・ルウェー大陸棚事件、ビートル海峽事件、カッチ事件、ガリアン問題、キプロス問題、などなど。これらの解決にあたった機関はさまざまであるが、なんといってもICJは、紛争の平和的解決にとって最も大切な機関の一つである。とくに、最近では、『特別な合意(special agreement)』によって事件をICJに付託しようという傾向が強い。なぜなら、この方法だと、紛争の両当事国とともに『請求国(claimants)』ということになり、原告も被告もないので、『訴えた』とか『訴えられた』とかいう意識をもたなくてすむからである。さらに、一九七八年のICJ規則の改正により、小法廷(chamber)が利用しや

すくなったので、これからは、その面でのICJの機能拡大も期待される。

第三の問題は、ニカラグア事件である。これは、たんにニカラグア一國の問題ではなく、いわばシステムの問題であるといってもよい。なぜなら、他の小国も、多かれ少なかれ、ニカラグアと同じような問題に直面しているからである。

ところで、ICJには判決を執行する力がないが、それは、ICJ自体の責任というより、国際社会全体の責任というべきである。そして、ニカラグア事件の判決については、その国際社会全体が『困惑』している(embarrassed)。したがって、小国は、このような問題をICJにもちこむべきではない。それは、ちょうど、医者にも治せないことがはつきりしている問題を患者にもちこむよりは、家で寝ていた方がよいのと同じである。」

七 このあと、座長の求めに応じて、五人が発言した。

チャドリ(インド)は、ニカラグアに関するICJ判決を支持すると述べ、アメリカがhearingに参加しなかったことは判決の拘束力に影響を与えるものではないから、アメリカは判決に従う義務があると主張した。

ワン・サン・チョイ(韓国)は、朝鮮が南北に分裂していることが今日の国際社会の最大の問題であると強調し、韓国は話し合いで解決しようとしているが、話し合いの機会がなかなか得られないのだと主張した。そして、東西ドイツが分裂したま

ま国連加入を認められたのだから、話し合いの機会を多くするために、南と北とがそれぞれ一票の投票権をもつ「高麗」という連邦の形で朝鮮を国連に加入させるべきだと述べ、さらに休戦地帯に駐留している国連軍をアメリカ軍から小国の軍隊に変えた方が、南北の対立を緩和するのに役立つであろう、との見解を明らかにした。

ゴードン（アメリカ）は、ICJの管轄権を受諾していないソビエトにはアメリカを非難する資格がないと述べ、また、国連憲章第五一条の規定はもはや古すぎると主張した。

このあと、ホロウエイ（フランススイギリス）とサラブジ（インド）が意見を述べたが、発言希望者がほかにもたくさんあったので、座長は、八月三〇日に第二回のワークショップを開くことを約束して、散会を宣言した。

ただし、日本支部から派遣された者は、すべて日程がつかっていたため、第二回のワークショップには誰も出席することができなかった。

（波多野里望）

国際刑事法

国際刑事法法に關しては、第六〇回モントリオール大会および第六一回バリ大会に提出し採択された国際刑事裁判所規程（The Statute for an International Criminal Court）および国際刑事審査委員会規程（The Statute for an International Commission of Criminal Inquiry）に規定されている国際犯罪を

規律する国際条約によって、処罰の対象となる犯罪の類型化は行なわれたのであるが、具体的に処罰する場合に必要となる刑法典の総論部分に通常含まれる弁護や制裁に關する詳細な規定の研究が要請されており、また、國際的免除を享有する者の刑事責任に關する条約案の作成が、國際刑事法委員會の任務として課せられていた。

今大会には、委員會より五つの草案及び文書が提出された。國際的免除を享有する者の刑事責任に關する条約草案とこれに關する説明及び各条のコメントよりなる報告、國際刑事裁判所規程及び國際刑事審査委員會規程のプロトコールIIとして國際刑事管轄権において適用される弁護（Defence）に關するものとその註釈報告書、および、未遂、幫助、共同謀議など二次的責任に關するプロトコールIIIである。國際的免除を享有する者の刑事責任に關する条約（Convention relating to the Criminal Responsibility of Persons enjoying International Immunity）は、國家、國際組織、非政府団体（a non-governmental body）の使節または領事に認められてゐる免除を付与され、かつ、接受國において人の生命、健康、身体を危くする犯罪を犯し又はそのような犯罪の容疑を受けた者は、國際刑事裁判で訴追される旨を第一条に定め、全体で六〇条からなる。國際的に接受國において外交特権をもつことによつて保護されていた者の犯した重大な犯罪に對して國際刑事裁判所の管轄権を設定して、その具體的な訴追手続を定めようとするものである。

る。プロトコールIIは、未成年・精神機能の障害などの刑事責任、無意識行動・アルコールや藥物中毒・不可抗力・事實の錯誤・法律の錯誤・強迫などの免責事由、正当防衛・財産保護・緊急避難・公の職務の執行・上級者の命令などの違法性阻却などの弁護に關して規定しており、國際的な刑法の統一法典を制定しようとするものである。

國際刑事法委員會は、このうち、条約草案とプロトコールIIの採択を求めた。まず、委員長の Kos-Rabewicz-Zukowski 教授より経緯説明があり、特にプロトコールIIについては各國法制を諮問するなどの調査を行なつた上でのことでこれ以上発展させることは極めて難しいとの見解が述べられた。さらに、ラポラトゥールの Oeller 教授より草案の趣旨説明が、それぞれの報告に述べられてゐる形でなされた。特に、プロトコールIIについては、低法的な観点からの統一は不可能で、結局英米法の体系をベースにして作成された旨の考え方が示された。

これに對して、フロアーからの議論がなされたが、当初、別々に議論されるはずであつた二つの案について、次第に渾然一体として議論され、特にプロトコールIIについて異論が多かつたにもかかわらず、結果的に兩者共に採択されなかつた。アメリカの Rubin、西ドイツの Res、カナダの Green 各教授を中心に、スウェーデン、フィンランド、アイルランド、インド、ホンコン、ユーゴスラビア、日本などから多くの異議が提示された。個々の用語の不明確さやテロリストの扱い、他の國際条約との

關係（たとえば、上級者の命令とジュネーブ条約）、あるいは、個々の刑法上の概念にそれぞれの國の法制が全く反映されてゐないことや英米法の立場からみても不十分な部分があることなどが指摘された。

わが國でも、事前に草案を受けて、国内委員會（山本草二委員長、芝原邦爾、栗林忠男、広部和也）において検討し、いづれについてもかなり疑問が多い旨の結論に達してゐたので、その趣旨の發言を、広部の責任において簡単に表明した。

フロアーからは殆んどが異論を表わすものであり、これを受ける形で継続審議を要請する強い發言がなされ、委員長、ラポラトゥールからは統一的概念の設定などは殆んど不可能であり、さらに發展させることは困難である旨などの反論がなされたが、結局、プロトコールII、条約草案のいずれについても、さらに継続して研究すべき旨の決議がなされた。（広部和也）

宇宙法

この委員會は二七日午前、カナダのニコラス・マッテ（Nicolas M. Matte）教授を座長とし、二〇名ほどの参加者により始められた。この會議には委員長であるオランダのグッドフィス（D. Goodhuis）教授による「宇宙軍縮法強化のための最近の努力」と題した討議文書が提出されてゐたが、同教授は訪韓しなかつたため、代つて委員會報告者である西ドイツのベックシュネディーゲル（K. H. Bockstiegel）教授が、右文書の背

景および骨子を説明した。この報告書では、(1)宇宙軍縮における一九七二年米ソ間で締結の対弾道ミサイル制限条約 (Anti-Ballistic Missile Treaty 以下 ABM 条約) の重要性、(2)同条約の「防衛的宇宙兵器」に関する米国の解釈、(3)ソ連の解釈、(4)西側諸国の ABM 条約に対する態度、等が要約されていた。バックシュテューゲル教授は、宇宙軍縮の法的問題は未だ多くの部分で「定義を確定する段階」にとどまっている、と述べた。討論では数名が発言したのみで淋しいものであった。米国のクリスチル (Carl Christol) 教授は自ら宇宙法の現状と将来の展望に関する包括的レポート (International Space Law, Basic Principles and New Directions) を準備し、その中で「とりわけ、今後は宇宙の商業的利用と軍事的利用の緊張が高まって来るだろう」と示唆した。同教授は宇宙軍縮の問題について、争点の確定と明確化が何よりも重要であるとし、とくに従来の「平和的」対「軍事的」利用という二元的図式では生産的議論とならず、むしろ、具体的に許される行為と許容されない行為 (specific do's and don'ts) を確定するという観点から「軌道」「研究」「開発」「利用」といった概念を明確に定義することにも、その検証・認定手続を整備すべきだと述べた。韓国航空大の崔完権 (Choi Wan-Sik) 教授も、実効的な国際的検証・査察制度の必要性を強調し、国際査察機関 (International Monitoring Agency) 設立を提唱した。

その後発言者はなく、座長のマッテ教授は「会場の沈黙は何

よりも宇宙軍縮問題の厳しさを象徴している」と、やや苦しき様の総括を余儀なくされた。委員会の今後の任務については、クリスチル教授が遠隔探査 (remote sensing) 問題を、またバックシュテューゲル教授が宇宙汚染 (pollution of space) の問題に取組むことを示唆したにとどまった。(村瀬信也)

新国際経済秩序の法的側面

I 新国際経済秩序 (NIEO) の法的側面に関する委員会は、一九七八年の ILA マニラ大会において設立が提案されて準備委員会ができ、一九七九年の執行理事会で正式に設立された。以来、バングラデッシュのホセイン (Kamal Hossain) を委員長に、また、ユーゴスラビアのブラジック (Milan Bulajic) を特別報告者にして、精力的に活動し、一九八〇年のベオグラード大会、八二年のモントリオール大会、八四年のパリ大会と各会期毎に分厚い報告書を提出し、活発な論議を展開してきた。この間の委員会の活動や各会期における審議の状況については、本誌に掲載された各会期の ILA 大会参加報告に詳しく紹介されているので、ここでは省略する。なお、ILA における NIEO の問題の処理状況については、石本泰雄「NIEO と ILA」『上智法学論集』第二八巻一・二・三合併号、昭和六〇年に詳しい (ただし、この論文は未完で、ベオグラード大会および第二報告書までを扱い、モントリオール大会と第三報告書については、続編で扱われることになっている)。

II NIEO 委員会は、今会期のために第四報告書を作成し提出した。この報告書は三つの部分に分かれている。第一部は、

NIEO に関する国連 (総会、国連訓練調査研修所 (UNITAR)、人権委員会等) や関税と貿易に関する一般協定 (GATT)、ヨーロッパ共同体等における審議の状況を概観している。第二部は、ILA の NIEO 委員会におけるこの問題の取り扱いの状況を、四つの小委員会 (イ、一般原則と国家の経済的権利・義務憲章、ロ、天然資源、経済活動および財産に対する永久的主権、ヘ、多国籍企業、技術移転、制限的商慣行および発展途上国による多角的貿易システムへの参加、ニ、開発に関する通貨および金融問題、の四つの小委員会がある) における審議の状況を中心に、説明している。第三部は、NIEO に関する国際法の諸原則の漸進的発達に関する宣言案で、今ソウル大会で採択されることを、想定している。

第四報告書の第三部において列記されている NIEO に関する国際法の諸原則は、以下の二項目ある。

(一) 国際法による国際経済関係の規律

に、公平な合意は拘束する (Facts sunt servanda)

又、公平と連帯の原則および開発援助享有権

の原則、天然資源、経済活動および財産に対する永久的主権

の原則、開拓権

の原則、人類の共同遺産の原則

の原則、人類の共同遺産の原則

チ、公平および無差別の原則

リ、国際経済関係に対する発展途上国の参加の平等

ス、国際経済関係における発展途上国の特恵的・非相互的

待遇を含む実質的平等の原則

ル、科学技術の成果を享受する総ての国家の権利

オ、紛争の平和的解決の原則

III さて、今ソウル大会において、NIEO 委員会は、八月二七日午後と二九日午前の二回、会合をもった。座長はオーストラリアのマホニー (Maloney) であった。

第一回会合の冒頭、ホセイン委員長は、第四報告書をまとめるまでの経緯を説明し、とくに、同報告書草案に満足しないアメリカ支部が本年六月に代案を出してきたが、時間の関係で報告書はアメリカ案を反映したものとはなっていないこと、したがって、今会期の審議を通じてアメリカ案の内容を考慮していきたいと、のべた。また、特別報告者のブラジックは、第四報告書第三部の国際法原則宣言は NIEO 委員会の六年間の活動の集大成であるので、今大会において採択し、国連に送付すべきである、と提案した。その後、一般の参加者の中から一〇数名のコメントが出された。とくに議論が集中したのは、天然資源等に対する永久的主権の問題と技術移転の問題で、オルムステッド (C. J. Olmstead, アメリカ)、メーセン (Meessen, 西ドイツ)、バン・テニート (Van Thienat, オランダ) らは、永久的主権によって国有化が無制限に権利として認められること

に反対し、また、技術移転についても無条件に権利として認めることに反対した。オルムステッドは、さらに、報告書が実際の慣行から大きく外れていることを批判した。

第二回会合は、第二回会合の際に表明された意見がある程度反映した修正原則案とともに、議論が展開された。主な修正点は、天然資源等に対する永久的主権を民族自決権と結び付けることをやめたこと、および、国有化の権利について「いかなる契約にも拘束されずに」という一文が入っていたのを削除したことである。この修正案について、ツンキン (Gregory Tunkin, ソビエト) は国有化という主権的行為を私的契約によって制限するのはおかしいと批判した。また、数名の西欧からの参加者は、国有化の際に支払われる補償は「適切な (appropriate)」額より「完全な (full)」額のほうが望ましいと、発言した。

IV 以上の議論をもとに、委員会は、最終的な NIEO に関する国際法の諸原則の漸進的発達に関する宣言案を作り、これが若干の修正を受けて、大会最後の総会において採択された。なお、総会は、NIEO 委員会に対して、さらにこの宣言から生じる法律問題を検討し、また、多国籍企業や技術移転の問題を審議するために、作業を継続するように勧告した。

(横田洋三)

国際通貨法

国際通貨法委員会が継続しているテーマは四つあるが、国際

通貨法の二度の会合では、「累積債務問題」と「支払債務の弁済完了時点確定の問題」のみが論ぜられた。残る二つのテーマ、すなわち「European Currency Unit (ECU) に関する法律問題」及び「価値維持条項」は、全く取り上げられなかった。前者の脱落は、委員会自体としても今日迄 ECU に絡む法律問題の記述的指摘はほぼ済ませており、このテーマについてさらに何を追うべきかについて、必ずしも合意が成立していないことが関係している。後者の脱落は、国際通貨体制の目まぐるしい変遷期の下で、過去十数年間検討してきたこの作業が、問題点の指摘には成功したものの、国際取引において活用し得る有効適切な価値維持条項の発見には到らなかったことと関係する。そして他方では、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) が、一九八一年に、各種条約における責任制限条項のモデルを作成し、SDR 等の計算単位を利用したバスケット条項の活用を勧告していたが、取引において使用される価値維持条項としても、バスケット条項以上のものを考え得なかった委員会としては、UNCITRAL の勧告のような対応が、現時点で考え得る眼界であるとの認識に到達していたことが挙げられる。

さて、累積債務問題については、同問題に関する最近の国際的發展を概観した Newburg 弁護士 (米) のペーパー及び債務決済についての rescheduling 協定作成の際に配慮すべき法的问题の短いリストを掲げた Hahn 委員長のペーパーが提出されたが、会合では、最近の動きに関する情報や意見交換が中心

資料

となった。まず、対外債務悪化を防ぐために IMF が示した経済復興計画にペルーが従わず、他方で、外貨収入の十パーセントを限度としてのみ債務を弁済すると宣言する等一方向的な行動をとった結果、会合の一週間程前に IMF の救済プランを受ける資格なしとされたことに関連して、累積債務問題は、債務の取り立てよりも債務国の経済的復興をこそ視点に据えるべきであるとのペルーの政策に同情的な発言があり、一九八五年の IMF・世界銀行の総会で支持を得た、途上国の経済発展に重点を置いたペーカー・米国際財務長官の提案いわゆるペーカー・プランを支持する発言も続いた。そして、純粋な法律論のみを中心とした議論はあまり意味を持たなくなっていることが指摘され、債務の繰延べの合意が成立する場合に、殆どの場合、ニューヨーク州法が準拠法として指定されている結果、現実には、国際法上の理論的問題は全く浮上しないとの指摘がなされるとともに、そのような問題が発生するようなときは、国際通貨体制自体が大混乱を起こすときのみであるとされた。この関係で、累積債務の解決方法についてのモデルあるいは国際的なルールを作ろうとの議論が時折見られることについては、各国に於ける状況の相違から見て極めて非現実的であるとの批判がなされ、世界銀行が従来の中立的態度を変えて IMF と協力して途上国の経済体制の改善に取り組む姿勢を示し始めたことを、歓迎すべき体質変化とするムードが支配した。

さらに、最近盛んに行われるようになった銀行間での、債権

の swap や高い割引率での売買が、一つのビジネスとして第二市場を形成しつつある現実について、債権者側のリスクが分散されるという積極面は評価しながらも、何らかの規制も必要ではないかとの意見も出されたが、そこで、注目を浴びたのは、アルゼンチンとフィリッピンの委員から紹介された、債権を債務者の国の現地法人の持分に交換する conversion of debts to equity の過去数カ月における急速な発達である。これは、途上国債権者に対する債権をきわめて高い割引率の下でドル等で買い取った後、買取った債権を途上国に持ち込み、それを額面に近い額で local currency で現金化して、現地への直接投資に利用するとか、あるいは、債務者の企業への equity に直接切り換える方法である。この方法は、いわゆる不良債権を投資に切り換える方法である。この方法は、いわゆる不良債権を投資に切り換えるもので、全関係当事者にとって好都合な結果をもたらす、途上国での投資活動にも活気を与える。しかし、この実務的發展は、いづれ途上国通貨の価値を実質的に下げる効果をもたらす、その流通量の増大は、コントロールに苦しんでいる途上国のインフレ率をさらに高めることにも連なる。したがって、このような実務の発達に対してフィリッピンは既に規制を始めており、チリも規制を検討しているとの説明がなされた (この実務の発展の詳細については、雑誌 TIME の一九八六年二月十三日号三二頁以下に、日産が、メキシコにおける自動車エンジン工場建設投資の際に利用した方法としても紹介された)。なお、TIME は指摘していないが、途上国自体による規制の必

要性を参加者に強く印象づけたのは、次の憂鬱な事実の指摘である。すなわち、途上国の経済事情が好転する気配を示さない現状では、途上国の市民は、自己通貨の価値下落からの影響を避けるために、自己の有する自国通貨を何らかの方法でドルに換えて海外に逃避させようとし、これが途上国の外貨事情をさらに悪化させていることが多いのに、そのドルが、例えば五〇パーセント以下という高い割引率で、自国に対する債権を海外で買取ったり、途上国内の企業の equity 取得に使われるようになる。途上国通貨の実質的交換率を、当該割引率だけ一気に下げると同じような効果をもたらしてしまう、という点である。

「支払債務の弁済完了時点確定の問題」については、オランダの van Boeschoten 弁護士と同国銀行家 R. J. H. Smits 氏が共同提出したモデル法をめぐって議論がなされた。これは、前回のバリ大会で出された Scholte 教授のモデルを基礎として、修正を加えたものであるが、コンピュータや IC カード、クレジット・カード等の利用による資金決済方法が増大している今日、資金や決済の流れの中間に入る関係者間での問題はともかく、たとえば売主、買主といった両端に位置する当事者間でなされた契約関係に於いて、どの時点で債務支払が完了したとみなすべきかの問題を扱うものである。その内容は、旧草案と比べて、次のような特徴を示していた。まず、資金移動においてコンピュータを利用した場合の法的問題については、

摘である。この結果、再改定案を次期大会で審議することとなり、会合では、それ以上の議論は出なかった。

なお、IL A 決議では、当該改定案作成の際には、会合での意見のみならず、広く各国国内委員会の意見をも勘案しながらなっているが、僅か数カ条で、finality にせよ、discharge にせよ、各国の立法者を説得し得るような債務決済に関する統一モデル作成が可能なのか、またこれが国際通貨法のテーマと言えるのかについては、きわめて懐疑的な雰囲気も支配していたので、抜本的な改定草案が出されないかぎり、次期大会での中心的テーマは、累積債務問題のみとなる可能性が高い。そして、委員会は、次期大会に向けて、累積債務問題の国際的処理の実情のフォローの他、債務国側における各種通貨規制の評価とともに、途上国側への流動性補給と世界経済の活性化のために SDR が果たし得る役割等についての研究に着手することを決めている。(曾野和明)

国際医事人道法

資料

一 今回の国際医事人道法委員会は、八月二七日午後、Lincoln 判事(英)を座長に、Knoppers 教授(カナダ)をラポルトゥールとして開かれ、約一〇名が参加した。まず、議長席の Bothe 教授(西独)が本委員会の取りあげるテーマについて次のような説明を行なった。つまり、本委員会はこれまで医事・軍事面の問題を取扱ってきたが、これからは非軍事的医事法分

UNCITRAL Legal Guide on Electronic Funds Transfer が参考とされたこと、いわゆる legal tender を中心とした伝統的な「金銭」や「支払」についての定義がはずされ、パーティー決裁までは含めなかったものの、ECU 等による帳簿上の決裁もそれらに含められたこと、cash と non-cash transactions とが同等に扱われたこと、前草案に含まれ意見の分かれた支払方法についての規定が省かれ、送金過程で起こるエラーの問題や決済通貨については何も触れず、僅か四カ条というモDESTなものとなったこと、そして、EFT や giro transfer、小切手、銀行による支払保証等でバック・アップされた Euro cheques やクレジット・カードによる支払いの際の、当事者間の支払完了時点を確認させるルールの設定のみに焦点が絞られたことである。しかしながら、ルールが簡略化され一般化されればされるほど、バラエティに富む具体的ケースでは妥当し得ない場合が統出する。しかも、会合では、このプロジェクトで問題としているのは、本当に債務支払完了の問題であるのか、むしろ債務者が支払い完了へ向けて一定の行動をとれば、その後何らかの事情により現実には債権者への支払が完了しなかったことになっても、債務者は、支払期までに支払が完了しなかったという債務不履行についての責任から免責されるという問題を扱っているに過ぎないのではないか、という強い疑問も出された。これは、finality の問題を中心に据えて混乱を起こすよりも、少なくとも discharge の視点からこそ再吟味すべきだとの指

野の諸問題を取扱う。それは人の尊厳維持を目指すものであり、今回の報告は国際法の発達にとっても重要な問題を提起し、チャレンジングな作業であるとして紹介した。事実この報告は、前回バリ大会で本委員会の検討すべきテーマとして登録された「出産技術に対する人の保護の国際的メカニズム」に基づくものである。

二 ついで Knoppers 教授から、予め配布された報告書にそった長い説明がなされた。それによると、出産技術の進歩が子供のない者に希望を与える一方、人工受胎、試験管の中での受胎など人の遺伝物質に対する個人の権利と自由に関する重要な法的問題を提起する。その直接的影響を受けるとみられる国内私法の分野では、なかんずく胎児の法人格性、潜在的な人としての取扱いの問題を惹起する。試験管中の受精卵や代理母に移された胎児の場合、母の確定の私法原理がゆさぶられる。公法上の問題としては、出産技術の進歩以前には堕胎の諸否に議論が集中していたのが、今日出産する権利、差別なく妊娠にアクセスする権利、婚姻し家族をつくる権利、胎児の生命権などが提起されている。国際人権法の諸原則の下でも、出産技術へのアクセスと婚姻し家族をつくる権利(世界人権宣言二六条、国際人権規約(B)二三条2、ヨーロッパ人権条約一二条)、生命権(世界人権宣言三条、B規約六条1等)の範囲(一九六〇年一定状況下での妊娠阻止を定めるノルウェー法令(Norway No. 867/60))をめぐって、子を生む人権は不可譲か、妊娠時点

から人権が胎児に十分適用されるかといった点が争われた、不妊者の医学的取扱へのアクセスと平等権、不妊者の援用する健康維持権、さらにプライバシーと家族生活を尊重する権利（世界人権宣言八条、B規約一七条1等）をめぐる問題（私的生活尊重の権利は妊娠一二週間後の堕胎禁止を定めたドイツ法によって侵害されるか否かをめぐる一九七五年ヨーロッパ人権委員会の判定）、最後に、すべての人に内在する尊厳からする胎児に対するユニークな保護の必要性、などが議論されてきた。結論的に、これらの問題についての、①現行国際法規則の確認作業、②新しい行動章典の作成可能性、③諸国の署名に開かれる国際条約の作成可能性、④一般的ガイドライン、といった選択肢がありうる。最後に、すでにILAハンガリー支部がこのテーマに関する問題を取りあげた、と付言された。

三 右のような要約的報告の後、彼女は参加者の反応を求めた。しかしフロアからこのようなテーマの内容は「いま学んだところ」だから質問は出しにくいとの声があり、そこで演壇のBothe教授から若干のコメントを含む発言がなされた。彼は、この問題について国内法レベルでの調整を求めることが必要だが、これは価値判断という基本的問題を含んでいるから国際的にコンセンサスを得ることがきわめて困難であると考え、むしろ国際的ミニマム・スタンダードの作成を示唆した。さらに、現行国際法の適用との関係で、報告書の最後に述べられている厳格な非商業的取扱の重要性にも言及した。

国際養子縁組（非公式会合）

一 国際養子縁組委員会では、八月二七日午後非公式な作業部会が開かれた。参加者一〇名。

最初にILAの前会長リスボン（Mr. J. Lisbonne）氏（フランス）が最近没せられた、当委員会議長の、故アルガス（Mr. Argues）女史の冥福を祈ることを提案されたので、全員が女史のために一分間の黙禱を捧げた。

二 報告者に予定されているファン・ローン（H. Van Loon）氏（オランダ）が、当委員会が設置された背景につき、大要次のように語った。

多くの国々において、近年、養子縁組の性格が急激に変化してきている。ヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国、カナダ等では、産児制限の普及による出生率の低下と、未婚の母を社会が受容するようになったことから、養子となるべき子供の数が激減している。他方、産児制限が認められない国、未婚の母を社会が受け入れない国、内戦の生じた国などでは、家庭のない子供の数が増加している。

このような背景の下に発展途上国や、ラテン・アメリカ諸国の子供が、ヨーロッパ、カナダおよびアメリカ合衆国人の養子となるケースが多くなってきている。現在、養子縁組は多くの文化と国を包含した地球的規模の問題となろうとしているのである。

ついで議長が再度フロアからの発言を求めたのに対して、出産技術についての法的問題は国により種々異なっており、なぜ国際的取扱が必要とされるのかといった質問が出された。議長は、このテーマが新しきとともに国内法のみならず国際法の将来にとっての必要性を含んでいるとし、新技術の発達により事態は急を要し、ここで取りあげたことが将来の方向に影響を与える真の機会となるだろうと述べた。

四 ついで、「人体保護および出産技術の国際メカニズム」と題する短かい決議案が配布された。この案は「現代バイオテクノロジーの進歩が医学および法学の両分野への重要なチャレンジをなし、かつその最も基本的な諸側面で人体に影響していることを認識し」「国内レベルでのさまざまな発達が国際的対応の必要を生ぜしめていることを確信し」、本委員会がこの作業を継続して次の大会に国際行動に関する最終報告を付託するよう要請した。この決議案がそのまま全体会議にまわされた。

以上、今回は新しいテーマであったことも手伝って出席者の間に戸惑いも見られ、論点を深める議論はなかったが、この問題を国際法上取りあげていく必要性について反対はなかった。なお最後に、Bring氏（スエーデン）が military race technology という表現を使って人種兵器使用の危険性を指摘したのが印象に残った。（藤田久一）

以上の状況に触発されて、アルゼンチンとオランダの支部が国際養子縁組の研究をILAがなすべきことを提案したのである。

委員会は、今後、テーマをより詳細に定義する必要があるが、今回の会合ではこのことを念頭におきながら、まず、国際養子縁組の実態について、自由に話し合いたい。

三 ファン・ローン氏の話の後、オランダ・バック財団のハフナ（D. Haffner）氏や大韓社会福祉会国外児童福祉部の二人の女性スタッフ（Yoo）氏及びパーク（Park）氏による国際養子縁組の実状に関する話を中心に様々な問題が話し合われた。次にそれらをまとめて要約することとしたい。

1 国際養子縁組と完全養子制度 アジア人の子供がアメリカ人やヨーロッパ人の養子となった場合、成長するにつれて髪の色や肌の色の相違から、自分が家族の他の成員とは異なった存在であることを認識し始め、自己のアイデンティティを求めるようになるが、その場合、とくに、完全養子縁組の場合どのように対処すべきかが問題となる。この点について、オーストラリアやアメリカ合衆国では実母の名前を開示する方向にある。韓国では、実母が子供との接触を保ち続けたいと考えている場合、その子はアメリカ合衆国へ養子として送るようになっている。しかし、韓国では、未婚の母は、通常、実子との関係を将来保とうと欲しない。

アメリカ人（多くは駐留軍兵士）とアジア人との混血児は

Americans と呼ばれているが、彼等がアメリカ人の養子となつて、アメリカ合衆国で成長した後、韓国にやってくる実母を探しアメリカ合衆国に連れて行きたいと欲してもすでに親子関係が断絶してしまつていたので、実母はヴィザを取得できない、という問題がある。

2 異人種間の養子縁組 とくに白人が黒人を養子とする点については、急進的な黒人指導者による、このような縁組は Cultural genocide である、という批判がある。またオーストラリアでも、白人家庭がアボリジニーを養子とし始めたとき同様な批判があった。オーストラリアでは、現在、むしろ、ヴィエトナムやフィリピン、さらにはチリからの養子が増えてきている。

3 国際養子縁組のしくみ 大韓社会福祉会の場合、アメリカ合衆国、カナダ、ベルギー、西独、およびスウェーデンの、右福祉会に相応する機関との協力が行われている。これら外国の機関が養親の側の家庭の調査をし、韓国側が養子の調査をする。養親側が養親としての条件を満たしており、その希望に合致した子供が居ると、韓国側のソーシャル・ワーカーがその子が養親となるべき者のところへ行くことを決定する。そうして、家庭裁判所で養子の渡航の許可（養子縁組許可ではない）を貰つて、養子を先方に送る。

ラテンアメリカ諸国では一般に養子縁組の成立後でなくては養子が養親の国へ行くことを認めないので、北アメリカの養親

（となるべき者）は、まず養子の国で縁組をした後、さらに、養親の国で（その国法上の要件を満たした上）縁組手続をしなくてはならないことがある。

養子縁組の斡旋機関は、韓国では私的な機関であり、外国の機関との契約も私法的なものである。これに対し、オーストラリアでは、このような機関は常に公法上の地位を有する。

4 養子が障害児である場合 ベルギーにおいて、私的な養子斡旋機関が斡旋した子供が後に障害児であることが判明したため養親が右の機関を訴えた事件が起きている。この養親は子供を手許に置くことは望んでいたが高額な医療費がかかるので、十分な医学上の検査もしないで子供をベルギーに連れてきた右の機関に対し損害賠償を請求したのである。同様な事件は香港でも起きており、この場合は医師の診察が行われたにも拘らず、障害がその時点では発見できなかった。このような場合は医師の法的責任も問題となる。

以上のほか、養子縁組制度と里親制度との関係、養子の氏名の問題、養子縁組の目的等様々な問題が論じられた。

今回の会合は何らかの結論を得るためのものではなく、国際養子縁組の実務にたずさわっている専門家から情報を得ることを目的としていたので、委員会の今後の活動について何らかの具体的な提案をするということは行われなかった。情報や意見の交換は、自由で親密な雰囲気の中で熱心に行われたことを付言しておきたい。

（鳥居淳子）

難民の法的地位

一 難民の法的地位に関する委員会は一九八三年春に設置された新しい委員会である。その作業方針は、先ず、難民問題に関する国家責任に焦点を絞ることであり、第一に難民発生国の責任に始まり、順次、庇護国、定住国、一定地域内の諸国、国際社会全般の責任問題にまで拡大しようとするものである。しかし、庇護国と定住国並びに国際社会の責任問題については、すでに国際人道法研究所や UNHCR が広範に取り扱っているもので、この委員会は難民発生国と地域内諸国の責任について集中的に作業を進めることにしている。そして、先ず、今回のソウル会議には「集団追放に関する国際法の原則」についての宣言案を主たる内容とする報告書が提出された。八月二十九日の部会では、Beland 教授（フィリピン）を座長に、村瀬信也教授を報告者に指名し、この報告書をめぐり種々の意見が交された。

二 報告書の中心をなす「集団追放に関する国際法の原則宣言案」は討論の過程で若干の修正を受けているので、以下では宣言として採択されたものについて紹介することにする。

この宣言は前文と二〇の原則からなっているが、前文では先ず「集団追放」を定義した部分が重要である。それによると、集団追放とは、世界人権宣言第三条に保障された権利である生命、自由及び安全に対する恐怖から自国を去り、又は逃れることを直接・間接に強いる強制的措置によって生じるものである

としている。そこで「追放」というのは、人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に一定の集団又はカテゴリーに属する人々にその意に反してその領域から離れることを強いる意図的效果を伴う国家の作為又は不作為であると定義される。次に、原則については、一から五までが難民発生国の責任に関するものである。原則1では、自国民の追放は、世界人権宣言の移動の自由に関する諸権利を侵害するだけではないが、世界人権宣言のすべての条項の完全かつ実効的な享有は自国において生存することを前提とするものであるから、人を難民にするような国家は人権宣言のすべての条項に違反するものであるとしている。原則2は、自国民の追放は国家と市民との間の法的きづなを破壊するものであるから、国際法の基礎である国家の地位から生じる責任と相入れないものであるとしている。原則3は集団追放がジェノサイド条約に反する場合があること、原則4は集団追放が国際犯罪をなしているものであること、原則5では帰国を望まない難民の財産の損失又は損害に対し賠償が支払われるべきものとした一九四八年の国連総会決議一九四は毎年確認されており、今や法的性格をもつに至ったこと、などが定められている。原則6乃至8は庇護国の権利、例えば賠償請求や原状回復、再発防止、更には経済制裁にまで言及している。原則9乃至11は国際社会全体の義務に関するものであり、制裁や賠償請求の義務が国際社会全体や難民の保護者としての UNHCR、更には国連にかかわるも

のであることを定めている。原則12、13及び15は庇護国の義務に関するものであり、ノン・ルフールマン原則、一時庇護期間中の追放の禁止、国籍剥奪などが追放・送還の正当理由として援用できないことなどを定めている。原則14と16以下20までは、むしろ国家一般に向けられたものであり、人種、宗教などに基づく住民の強制移動・交換の不承認、一定の場合の追放の禁止や制限、難民の援助や大量流入に際しての負担軽減についての国際協力などがこれに含まれている。

三 部会では、上記の宣言案について委員長の Lee 氏（米）から若干の説明があり、次いでフロアーから様々の意見や質問が出された。先ず、IL A の新会長に就任した Linch 氏（韓）が開会式の挨拶の中で原則宣言には国内集団追放（*internal mass expulsion*）も含めるよう求めたのを受けて、韓国の会員が新たな文言の挿入を求めた。これに対し Lee 氏は各委員の了解の下に前文第五パラグラフの後に、「集団追放は分裂国家の発生となりがあつたこと及びこの問題は分裂国家に関する国際法の法典化及び漸進的発達の中におり込まれる必要があることを認め……」という一文を挿入することを提案し、これが認められた。次に、原則14の原案では、住民の強制移動とか交換の条約が国際法の強行規範に反するとされてきたことに対して、Uibopun 教授（オーストラリア）やその他の会員から強い疑問や時期尚早であるという意見が出され、強行規範への言及は結局削除された。また、「*mass expulsion*」の「*mass*」と

はどの程度のものを指すのか、あるいは個人の追放については考慮されていないのではないかという Chee 教授（韓）の意見に対しては、Lee 氏は「*mass*」というのは相対的な言葉であること、また個人の追放については、他の人権条約がカバーしている旨の回答がなされた。更に、Linch 教授（米）は、原則6に賠償請求の基礎として国籍の原則についての言及があつたことに対し、ここでは外交的保護の問題を扱うものではないから、これは必要ではないかという趣旨の発言があり、これも結果的には削除された。その他にも、原則7及び15に関して若干の字句の修正を求める意見などがあつた。

最後に Lee 氏は賠償の問題について若干の補足説明を行った。それによると、この宣言が賠償の問題をとり挙げた目的は正義の実現と抑止の効果を期待してのことであること、また賠償請求権の主体は主に難民自身と難民受入れ国であり、難民については、その権利は人権に由来するものであること、賠償の実施に関しては、難民発生国が発展途上国である場合には、国連からの援助が必要であるが、それは国連が難民について *guardianship* をもつことから、それについての義務が生じるからである旨の説明であつた。更に、Uibopun 教授は特に発言を求め、難民認定手続の調和という問題を難民の法的地位委員会の作業に加えることを提案し、その必要性につき説明を行った。

最終日の全体会議の決議により「集団追放に関する国際法の

原則宣言」は承認され、この宣言と委員会の報告は国連事務総長及びその他の関連機関に送付されることになった。

（川島慶雄）

テロ犯人の引渡し

「国際テロリスト委員会」は、一九八四年に提出した一四か条から成る「規則宣言案」が同年のバリ大会で採択されたのを機に解散された。それに代わって、新たに設けられたのが、本委員会である。①本委員会の主題は「犯罪人引渡し一般」ではなく、「テロ犯人の引渡し」に限られている。②委員長は、前委員会の委員長と同一人（アメリカのルービン教授）である。③前委員会の委員はすべて（波多野を含む）新委員会のメンバーに含まれている。したがって、それらの点を考え合わせると、これら二つの委員会の間には、形式的な連続性はないが、実質的には、前委員会を換骨奪胎してできたのが本委員会であると解してよからう。

二、そこで、前委員会のと看の例にならって、日本支部の中に、左記のメンバーから成る国内委員会が設置された（五十音順）。

北村 大（外務省条約局協定課）

栗林 忠男（慶応義塾大学）

島田 征夫（早稲田大学）

地神 一美（外務省条約局法規課）

波多野里望（学習院大学）委員長

広部 和也（成蹊大学）

村瀬 信也（立教大学）幹事

横田 洋三（国際基督教大学）

国内委員会は、一九八六年三月二七日に第一回会合を開き、ルービン委員長から送られてきた第一次報告草案を検討した。その結果、IL A に提出される報告書は、「テロ犯人の引渡し」の現状を要約する」という同草案のスタイルより、条約案の形の方が望ましいという結論に達した。

三、ルービン委員長の肝煎りにより、一九八六年四月七・九日に、ボストンで本委員会の準備会議が開かれ、つぎの国々の委員が出席した。

アメリカ、イスラエル、インド、オーストラリア、オランダ、カナダ、スウェーデン、西ドイツ（二人）、日本、フランス、ベルギー、南アフリカ（五十音順）。

出席者のほぼ全員が、「条約案」方式を主張した結果、四か条の本文と若干のコメントとから成る第二次草案が起草され、出席者の大方の賛同を得た。

四、国内委員会は、一九八六年七月四日に第二回会合を開き、第二次草案を検討した。その結果、同草案がきわめて不十分・不完全であるとの認識から、今後とりあげるべき事項を書き出した「アウトライン」を積極的に提出することとなった。

五、ソウル大会では、「テロ犯人の引渡し」部会は、八月二九日の午後に開かれ、八〇人近くが参加した。

まず、座長のマカルティック（ポーランド）が、本委員会のそれまでの経緯を説明し、ついで、ルービン委員長が、問題の所在を指摘した。そのあと、ポストンの準備会議には参加しなかったグリーン委員（カナダ）がやや批判的な見解を述べ、つづいて、波多野が、日本支部の国内委員会の作成した「アウトライン」を参加者に配り、それについて逐条的にかんたんなコメントを加えた。

そのあと、座長の求めに応じて、参加者の中からつぎの二人が発言した。

サン・チャン（韓国）、コネリー（アイルランド）、エル・ハデウ（エジプト）、ホロウエイ（フランススイギリス）、ミロイビッチ（ユーゴスラビア）、ムーカジー（インド）、メツランビ（フィンランド）、ハッサン（ヨルダン）、エル・ダカリ（エジプト）、ダーン（オーストラリア）、オグベリ（ナイジェリア）、グエリ（イタリア）、【発言順】

このように、発言者の数はかなりあったが、この問題を以前から引きつづきフォローしていた人が皆無に近かったとみえて、発言の内容には、聴くべき点がほとんどなかった。たとえば、「国際テロリズムの定義を明確にせよ」（本委員会は、国際テロそのものを論じるのではなく、国際テロと認定された者の「引渡し」だけを論じることになっており、しかも、国際テロについては、一九八四年のバリ大会で一応の結論が出ている）、「国家テロも取りあげるべきだ」（これは、執行理事会が決定

すべき問題であって、本委員会の問題ではない）、「解放戦争は国際テロとは区別されるべきである」（この点は長年にわたって争われてきたが、「動機」の如何を問わず国際テロは非難されるべきである」という一九八五年二月九日の国連総会決議四〇／六一がコンセンサスによって採択されたことで、一応の決着がついたことになっている）といった調子である（（一）内は波多野の注）。

これらの意見に対して、ルービン委員長がやや高飛車な反論をしたのち、座長が、本委員会の作業続行を求める手続的な決議案を議長に諮ったところ、異議なく承認・可決された。

六 一九八六年八月三十一日の総会において、「本委員会が作業を続行し、できることなら次期の大会に最終報告書を提出すべし」という趣旨の決議案が採択された。（波多野里望）

全体理事会

今会期中、全体理事会（Full Council Meeting）は、開会式直前の八月二六日午前と、閉会式直前の八月三〇日午前の二回開催された。この二回の会議を通じて、以下の事項が審議・決定された。

まず、IL Aの新会長（任期二年）に、IL A韓国支部長のリム・トック・キョー（Lim Tok-Kyu）氏が選出された。

つぎに、IL Aの各支部から本部に送られる会員一人当たりの会費を、現行の一五ドル（米ドル）から五ドル上げて二〇ド

ルとすることが、決定された。

第三に、IL A本部の事務局長に、ブルース・モレベラー（Bruce Mauleverer）氏が選任された。

第四に、次期（第六三回）IL A大会は、ポーランドのワルシャワで、一九八八年八月二三日から三〇日まで開催されることに決まった（ただし、日程については、他の会議の日程とも調整して最終的に決めることとなった）。

最後に、長年にわたって理事会議長を務めたウィルバースフォース（Lord Wilberforce）氏が今会期を最後に引退する（引退）なり、後任の議長として、オルムステッド（C. J. Olmstead）氏が選出された。ただし、その任期は一年とし、一年後には、ゴードン・スリン（Sir Gordon Slynn）氏が理事会議長に就任することが了承された。（横田洋三）